

優良要件適合申告書（監理団体）作成について

～2019年4月1日から講習の受講歴が評価項目となり
「優良」の判断基準が72点以上となります～

監理責任者等の講習が整備されましたので、**2019年4月1日以降を申請日とした監理団体許可申請書**については、監理団体の優良要件適合申告書(参考様式2-14号)における**講習の受講歴が評価項目となります**。

これにより、**従来110点満点であったものが、120点満点へと変更**になり、「優良」の判断基準である6割以上の点数についても、**現行の66点から72点以上**となります。

●優良要件適合申告書（参考様式2-14号）

Ⅲ	点	監理団体の職員（監理責任者を除く、監査担当者）の講習受講割合 講習受講者_____名 ÷ 職員_____名 × 100 = _____% ※講習受講者がいる場合には、講習受講者名簿（別紙1）を添付すること。
---	---	---

2019年4月1日以降に一般監理事業の監理団体許可申請、事業区分変更許可申請及び事業報告書の提出を行う場合は、以下のことに留意してください。

優良要件に算定する講習受講者とは、**監査担当者のうち、講習が義務づけられている者（監理責任者、指定外部役員、外部監査人）以外の者**となります。